

情報ネットワーク研究賞、情報ネットワーク若手研究奨励賞 選奨規定

制定日：平成 6 年 10 月 17 日
最終改定日：2023 年 10 月 21 日

1. 概要

各年(1～12 月)に情報ネットワーク研究会(以下、研究会)で発表された一般講演論文のうち、特に優秀な論文数件に対して「情報ネットワーク研究賞」、「情報ネットワーク若手研究奨励賞」を翌年 3 月に授与する。

2. 採点対象論文

各月の研究会で発表された一般講演論文のうち、情報ネットワーク研究専門委員会で申込を受け付けたものを対象とする。(口頭発表のみの講演は除外)

3. 採点者

情報ネットワーク研究会委員長、副委員長、専門委員、幹事

4. 各月の採点

- (1) 採点者は研究賞にふさわしい論文に得点を付与する。得点は 1 件につき最大 5 点、その月の合計は1採点者あたり 15 点まで任意に付与可能。
- (2) 1 件 5 点を超える付与やその月の合計が1採点者あたり 15 点を超える付与は投票全体を無効とする。
- (3) 採点者自身が著者に含まれる論文に対する得点付与は無効とする。
- (4) 採点者は、論文の内容だけでなく、講演の進め方やプレゼンテーションの観点を加味して採点を行っても良い。
- (5) 各月の全論文のうち、1 点以上の得点を得た論文から全論文数の上位 10% を選出し、決選投票の候補論文とする。なお、全論文数の上位 10% で 3 件に満たない場合には、上位から 3 件を選出する。

5. 決選投票と受賞論文の決定

- (1) 1 月中旬～下旬に決選投票を行う。
- (2) 投票者は情報ネットワーク研究会委員長、副委員長、専門委員、幹事とする。
- (3) 投票者は、決選投票候補論文全体から年間の研究賞にふさわしい論文に得点を付与する。得点は 1 件につき最大 5 点、合計は1採点者あたり最大 15 点まで付与可能。
- (4) 1 件 5 点を超える付与や合計が1採点者あたり 15 点を超える付与は投票全体を無効とする。
- (5) 投票者自身が著者に含まれる論文への得点付与は無効とする。
- (6) 決選投票による獲得総得点(単純加点)上位より数件(3 件を目安)を「情報ネットワーク研究賞」

の受賞論文に選定する。また、「情報ネットワーク研究賞」の受賞論文でなく、かつ、第一著者が 32 歳以下(当該年間の翌年 3 月末時点)である論文のうち、獲得総得点が上位のもの数件(3 件を目安)を「情報ネットワーク若手研究奨励賞」の受賞論文に選定する。なお、上記選定にあたり、各月の採点で得た得点は加味しない。

- (7) 上記受賞論文の決定は委員長の承認を必要とする。
- (8) 「情報ネットワーク研究賞」受賞論文の著者が 1 人も表彰式(各年 3 月開催の IN/NS 研究ワークショップにて挙行)に参加しない場合、当該論文を受賞とせず、次点の論文を繰上げて受賞とする。また、「情報ネットワーク若手研究奨励賞」受賞論文の第一著者が当該表彰式に参加しない場合、当該論文を受賞とせず、次点の論文を繰り上げて受賞とする。

6. 表彰

毎年 3 月開催の IN/NS 研究ワークショップにて受賞論文を表彰する。

「情報ネットワーク研究賞」受賞論文の表彰の対象者は全著者とする。各受賞論文に対し賞状(著者が 1 人も表彰式に現地で参加していない場合は電子賞状)1 枚および 5000 円程度の表彰楯 1 枚を贈呈する。

「情報ネットワーク若手研究奨励賞」の表彰の対象者は第一著者とする。各受賞論文に対し賞状(著者が 1 人も表彰式に現地で参加していない場合は電子賞状)1 枚を贈呈する。